［削る］

２　［略］

３　［略］

（企画官等）

第七十五条　本省に、企画官三人、調査官六人、国際研修協力官一人、国際統計交渉官一人、恩給経理官一人、恩給審査官一人、恩給審理官一人、恩給相談官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

［２・３　略］

４　調査官のうち三人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

５　調査官のうち二人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

［６～13　略］

（企画官）

第七十六条　本省に、企画官二人を置く。

［２　略］

（情報通信政策研究所に置く部等）

第百八十六条　情報通信政策研究所に、次の二部及び総合企画推進官一人を置く。

総務・研修部
調査研究部

（総務・研修部の所掌事務）

第百八十七条　総務・研修部は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　研修の計画及び実施に関すること。

［十三　略］

十四　研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者（第百九十条第五号において「研修生」という。）の規律及び試験に関すること。

［十五　略］

３　地理情報室に、室長を置く。

４　［同上］

５　［同上］

（企画官等）

第七十五条　［同上］

［２・３　同上］

４　調査官のうち二人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

５　調査官のうち三人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

［６～13　同上］

（企画官）

第七十六条　本省に、企画官一人を置く。

［２　同上］

（情報通信政策研究所に置く部）

第百八十六条　情報通信政策研究所に、次の三部を置く。

総務部
調査研究部
研修部

（総務部の所掌事務）

第百八十七条　総務部は、情報通信政策研究所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　同上］

十二　研修の計画に関すること（研修部の所掌に属するものを除く。）。

［十三　同上］

十四　研修を受けるため情報通信政策研究所に入所する者（以下この号及び第百九十条第四号において「研修生」という。）の規律及び試験に関すること。

［十五　同上］